

第45号議案

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年6月9日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱等の一部改正に伴い、福祉医療費助成の受給資格の要件に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例（昭和48年芦屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号、第3号及び第4号中「及び第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を「，第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」，第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成29年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の規定は，平成29年7月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し，同日前の医療に係る医療費の助成については，なお従前の例による。

参 照

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱等の一部改正に伴い、福祉医療費助成の受給資格の要件に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

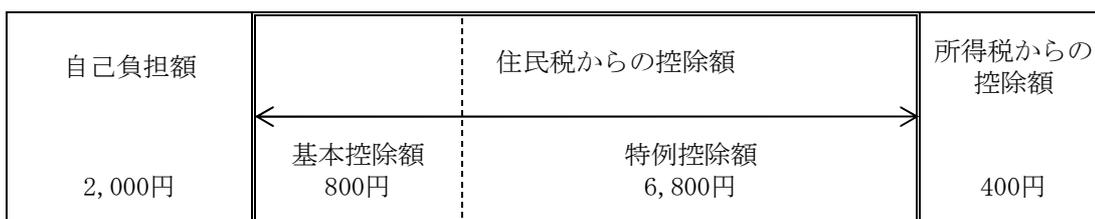
乳幼児等医療費助成，こども医療費助成，障害者医療費助成及び高齢障害者医療費助成の受給資格を判定する際の市町村民税の所得割の額について，地方税法の規定により控除されるべき金額があるときは当該金額を加算することとしているが，当該加算金額に寄附金税額控除における申告特例控除額を加えることとする。

(第3条関係)

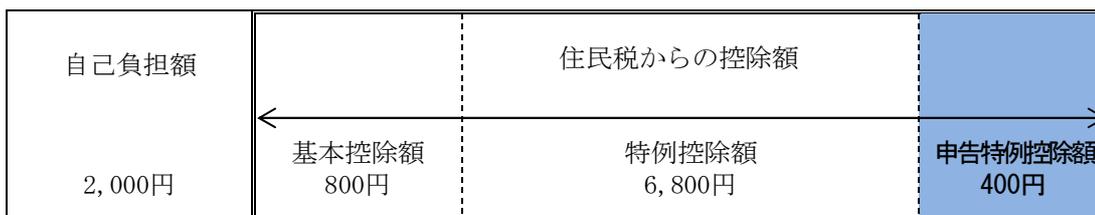
【例】

(寄附金額：1万円，総所得金額：300万円，所得税の限界税率：5%の場合)

■確定申告



■ふるさと納税ワンストップ特例制度



3 施行期日等

(1) 平成29年7月1日

(2) 改正後の規定は、施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(受給資格)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、市内に住所を有する者で、乳児及び次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める要件を備えているものとする。</p> <p>(1) 幼児等及び子ども 幼児等保護者若しくは子ども保護者又は幼児等保護者若しくは子ども保護者が当該幼児等若しくは子どもの生計を維持できない場合は、その幼児等若しくは子どもの民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主としてその幼児等若しくは子どもの生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、<u>第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>、<u>第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項</u>の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満であること。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 障害者 障害者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)並び</p> | <p>(受給資格)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、市内に住所を有する者で、乳児及び次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める要件を備えているものとする。</p> <p>(1) 幼児等及び子ども 幼児等保護者若しくは子ども保護者又は幼児等保護者若しくは子ども保護者が当該幼児等若しくは子どもの生計を維持できない場合は、その幼児等若しくは子どもの民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主としてその幼児等若しくは子どもの生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項<u>及び</u>第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満であること。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 障害者 障害者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)並び</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>に障害者の扶養義務者で主としてその障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、<u>第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項</u>の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が235,000円未満であること。</p> <p>(4) 高齢障害者 高齢障害者及びその配偶者並びに高齢障害者の扶養義務者で主としてその高齢障害者の生計を維持する者について療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、<u>第5条の4の2第6項</u>（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、<u>第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項</u>の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が235,000円未満であること。</p> <p>(5) （省略）</p> <p>2 （省略）</p> | <p>に障害者の扶養義務者で主としてその障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項<u>及び第5条の4の2第6項</u>（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が235,000円未満であること。</p> <p>(4) 高齢障害者 高齢障害者及びその配偶者並びに高齢障害者の扶養義務者で主としてその高齢障害者の生計を維持する者について療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項<u>及び第5条の4の2第6項</u>（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が235,000円未満であること。</p> <p>(5) （省略）</p> <p>2 （省略）</p> |